

ホームページ運用規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、本会のホームページの管理及び運用に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 ホームページは、以下の目的により開設する。

- (1) 本会の活動報告
- (2) 本会活動に係る連絡
- (3) 学校教育への理解、子育て支援及び家庭教育支援に係る有益な情報の発信

(運 営)

第3条 ホームページの運営は、次の者が行う。

- (1) 市P連役員及び事務局
 - (2) その他、市P連が必要と認めた者
- 2 ホームページの運営責任者は本会会長とする。

(方 針)

第4条 ホームページを運営するにあたり、次の方針に従う。

- (1) 非宗教的、非政党的、非営利的であること。
- (2) 他団体からの支配、統制、干渉を受けない。

(遵 守)

第5条 ホームページを運営するにあたり、次を遵守する。

- (1) 個人情報保護を第一とし、ホームページ掲載の場合は同意を得る。
- (2) ホームページ掲載を目的として収集した個人情報は、黙秘義務が発生するものとする。
- (3) ホームページに外部から不正に侵入や改ざん等の妨害を受けた場合は、直ちに対策を講じる。

(免責事項)

第6条 ホームページの利用に際し、以下について本会は責任を負わない。

- (1) 利用者が本会ホームページの情報をを用いて行う一切の行為
- (2) 利用者が本会ホームページにアクセスしたことによる損害、損失

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、総務部会の議を経て常任委員会で決定し、総会で報告する。

附 則

この規程は、令和3年3月2日から実施する。